

## 「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務委託仕様書

### 1. 業務名

「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務

### 2. 契約期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

### 3. 本業務の目的

かわまちづくりとは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組みを連携することにより「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取り組みである。

本業務は、当該地区で高崎産フルーツなどの農産物を主とする展望レストハウスの整備とオープンカフェを実施することにより、水辺の魅力や利便性を向上させ、中心市街地との連携強化を図るとともに、高崎産フルーツなどの農産物や高崎の食文化の更なるブランド化の推進のため、「高松地区かわまちづくり」エリアからそれらを県内外へ大いにPRし、展望レストハウスがその拠点施設として機能するよう整備・展開していくことを目的とする。

### 4. 業務内容

「高松地区かわまちづくり」に伴う、高崎産フルーツなどの農産物や高崎の食文化全体に寄与する提案及びそれを踏まえた展望レストハウス及びオープンカフェの施設構成・管理・運営等事業展開に係る統括アドバイザー業務。（上記に基づいた基本構想の策定およびレストハウスの建築基本方針に関することとする。）

### 5. 業務実施条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行する業務計画、担当者等業務体制について、発注者に予め知らせるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたっては市担当者との定期的な打合せを行うものとする。そのために随時連絡、調整を行うことができる体制をとることとし、高崎市担当課の指示があった場合には、その内容に従うこと。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 受託者は業務完了後、業務実施内容について作成資料とともに書面で提出すること。

### 6. 契約上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額含む）

## 7. 支払方法

完了一括払い

## 8. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理するものとする。
- (2) 受託者は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、本委託業務で知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、委託料の支払が完了したときをもって高崎市に譲渡すること。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないこと。